

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 1 年度
計 画 主 体	北海道磯谷郡蘭越町

蘭越町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林水産課林務水産係
所 在 地 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5
電 話 番 号 0 1 3 6 - 5 7 - 5 1 1 1
F A X 番 号 0 1 3 6 - 5 7 - 5 1 1 2
メールアドレス rinmu@town.rankoshi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	北海道磯谷郡蘭越町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目等	被害数値		
		面積等数値	被害金額	備考
ヒグマ	被害無し	目撃等情報22件	0千円	
エゾシカ	水稲	食害、踏圧5.69ha	5,634千円	
	大豆	食害、踏圧6.03ha	605千円	
	スイートコーン	食害、踏圧0.31ha	622千円	
	小麦	食害、踏圧0.20ha	20千円	
	馬鈴薯	食害、踏圧0.15ha	168千円	
	ビート	食害、踏圧1.50ha	977千円	
	かぼちゃ	食害、踏圧0.03ha	36千円	
	いんげん	食害、踏圧0.02ha	80千円	
	その他野菜	食害、踏圧0.05ha	84千円	
	計	13.98ha	8,226千円	
アライグマ	水稲	食害 0.27ha	268千円	
	スイートコーン	食害 0.98ha	1,965千円	
	かぼちゃ	食害 0.02ha	24千円	
	メロン	食害 0.02ha	200千円	
	いちご	食害 0.10ha	665千円	
	その他野菜	食害 0.10ha	208千円	
	計	1.49ha	3,330千円	
キツネ	生産資材等	納屋侵入による	一千円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・ヒグマ 平成30年度は目撃12件、足跡等の形跡発見が10件の計22件と例年に比べ非常に多くの情報が寄せられ、民家付近での目撃情報もあったことから、熊用箱罠を設置したが、捕獲には至っていない。 平成30年度において大きな被害報告は寄せられていないが、過去には山羊が襲われたほか畑作物(豆類)の踏圧被害が発生したこともある。 出没情報が寄せられた際には、農作物だけではなく、人命の危険も懸念されるため、看板設置や巡回強化、町内放送を実施している。</p> <p>・エゾシカ 農作物がある春から秋にかけて、水稻、ビート、スイートコーン、大豆等の食害及び踏圧被害があり、捕獲頭数についても年々増加していることから生息域の拡大と生息数の増が懸念され、植林地においても、苗木の食害が報告されている。</p> <p>・キツネ 農業だけではなく住宅地域を含めた広域的な生活環境被害があり、過去にはスイートコーン等の食害や納屋への侵入等被害が発生している。</p> <p>・アライグマ 農業だけではなく住宅地域を含めた広域的な生活環境被害がある。捕獲、目撃頭数や被害報告が年々増加しており、生息域の拡大と繁殖による増加が懸念されている。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (平成33年度)	備考 (軽減率)
ヒグマ	被害無し	人襲被害の未然防止	
エゾシカ	13.98ha	9.79ha	30.0%
	8,226千円	5,758千円	30.0%
キツネ	農業施設、生産資材等への被害	被害軽減	
アライグマ	1.49ha	1.04ha	30.0%
	3,330千円	2,331千円	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>北海道猟友会倶知安支部蘭越部会の協力を得て、ヒグマ・エゾシカについては銃器、アライグマについては箱わなによる駆除を実施し、鳥獣被害対策実施隊を平成23年8月に設置、また、くくりわな74台、箱わな72台を導入し個体数調整を実施している。</p> <p>パトロールや捕獲に係る費用、アライグマの殺処分については、町が負担をし、エゾシカの捕獲個体については鳥獣被害実施隊により適切に埋設処理している。</p>	<p>H30年度においてエゾシカは銃により85頭、わなにより15頭、アライグマについては125頭と過去最大の捕獲実績を挙げている中、猟銃免許取得支援補助事業等の対策を行っているものの人員が不足しており、猟友会員への負担は大きいものとなっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気柵はH22年度400m3組、23年度400m3組、24年度800m3組、29年度400m3組、30年度小動物用3組を導入し、冬期間を除いて農業者、鳥獣被害対策実施隊及び町職員により農作物被害のおそれのある圃場へ設置している。</p>	<p>農作物の食害が減少し一定の効果を上げているが農作物被害範囲が拡大してきており設置箇所が多く苦慮している。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

(全般)

関係機関等の協力を得ながら、被害発生箇所、捕獲状況及び生息状況の情報をもとに被害防止対策を検討する。

町が実施する「わな猟免許取得助成制度」により農業者を中心とした捕獲従事者の担い手の増加を図る。

(ヒグマ)

繰り返し出没する個体、農作物被害並びに人襲被害のおそれが有る個体を捕獲する。

(エゾシカ)

銃(ライフル、散弾銃)やくくり罠により捕獲を実施する。

また、農作物被害の大きい箇所には電気柵を増設し、農作物被害を軽減させる。

エゾシカの産業廃棄物処理に係る個体処分費用については、町が負担をする。

(キツネ、アライグマ)

時間、場所に影響を受けず長時間設置可能な箱わなの増設を図り、農業被害等の拡大防止を図るとともに、電気柵による侵入防止を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

蘭越町鳥獣被害対策協議会の構成員である各関係機関と連携しエゾシカ等出没に係る情報収集に努め、蘭越町鳥獣被害対策実施隊へ迅速な情報提供を行い、銃器(ライフル、散弾銃)やくくりわな、箱わな等による捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31～33	ヒグマ	蘭越町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化する。捕獲に掛かる一部費用については、町が負担を行なう。
	エゾシカ	くくりわなの購入 町が行なう、わな猟免許取得に対する助成制度により捕獲従事者の増加を図る 捕獲従事者へのくくりわなの貸出の実施
	アライグマ	アライグマ専用の箱罠の導入

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ヒグマについては、人・家畜・農林産物等への被害の発生又は被害のおそれがある場合など、出没状況に応じて捕獲等を実施するため捕獲計画数は定めない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
ヒグマ	出没個体数に応じて決定する。		
エゾシカ	100	100	100
キツネ	出没個体数に応じて決定する。		
アライグマ	可能な限り捕獲する		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段については、鳥獣被害対策実施隊及びわな猟免許取得者の協力のもと、わな及び銃器(ライフル、散弾銃)狩猟による捕獲に取組むこととする。</p> <p>捕獲予定場所は、町内一円とする。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
エゾシカ	特に無し。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31~33		

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

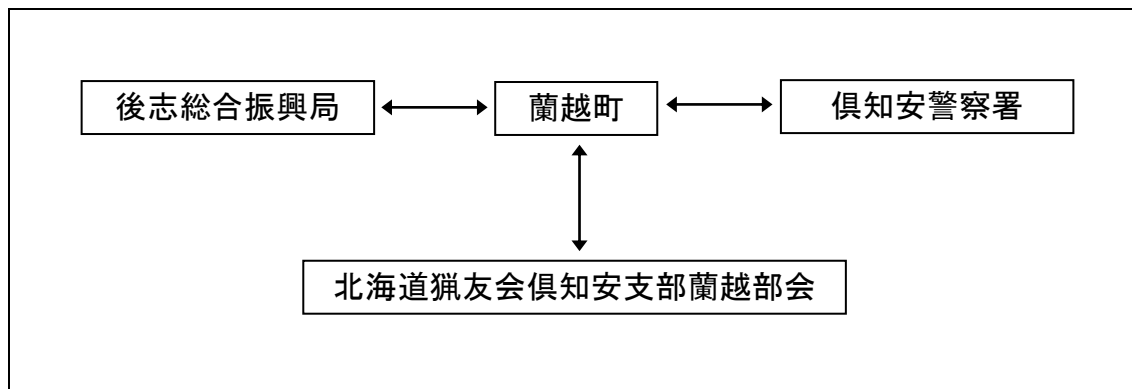
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
後志総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可の受付、指導、助言
後志総合振興局産業振興部農務課	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律についての指導、助言
北海道猟友会倶知安支部蘭越部会	鳥獣捕獲等の実施
蘭越町	関係機関との連絡調整、情報収集、住民周知
北海道倶知安警察署	情報収集、安全確保

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	蘭越町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
蘭越町	協議会事務局運営、被害状況把握、有害鳥獣捕獲許可申請事務、住民等への普及啓発
ようてい農業協同組合蘭越支所	農業被害状況把握、情報収集・提供、組合員への啓発
南しりべし森林組合	林業被害状況把握、情報収集・提供
北海道猟友会倶知安支部蘭越部会	対象鳥獣の捕獲
鳥獣保護管理員	鳥獣の生態など専門的立場で被害防止対策への助言

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志総合振興局保健環境部環境生活課	被害防止対策への助言、指導、情報提供、捕獲許可
後志総合振興局産業振興部農務課	被害防止対策への助言、指導、情報提供
後志総合振興局産業振興部林務課	被害防止対策への助言、指導、情報提供
後志農業改良普及センター	被害防止対策への助言、指導
北海道警察倶知安警察署蘭越駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保
北海道警察倶知安警察署昆布駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保
北海道警察倶知安警察署目名駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保
北海道警察倶知安警察署港駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を

記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当町での有害鳥獣捕獲は、蘭越町鳥獣被害対策実施隊へ依頼しており、アライグマについても、過去の出没地点での春期捕獲や、新たな出没情報に随時対応できるよう準備してある。

さらに今後は、捕獲についての体制を強化するために、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特に無し。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ヒグマ

内臓の一部等を地方独立行政法人北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センターへ学術用検体として提供し、その他の部位は最終処分場で埋設処理する。

・エゾシカ

一般廃棄物として処理、又は生活環境に影響を与えない方法で現地埋設処理する。

・キツネ及びアライグマ

最終処分場で埋設処理する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ヒグマの出没情報については、適宜近隣町村と情報を共有し、被害防止に努める。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。